

## 神通川第二発電所の最大取水量増加に伴う出力変更について

平成25年5月27日  
北陸電力株式会社

当社は、神通川第二発電所(富山県富山市牛ヶ増)の最大取水量を増加することについて、河川法第23条<sup>1</sup>の規定に基づき、国土交通省北陸地方整備局に変更申請をしておりましたが、このたび許可を受けました。

これに伴い、発電所出力を3,000キロワット増加させたことから、電気事業法第9条第2項の規定<sup>2</sup>に基づき、本日(5月27日)、「電気工作物変更届出書」を経済産業省中部経済産業局へ届け出ましたので、お知らせします。

〔発電所出力の概要〕

・神通川第二発電所 出力44,000キロワット(3,000キロワット増)

これまで、神通川第二発電所は、最大取水量 毎秒160立方メートルの範囲内で運転をしていましたが、豊水期において最大取水量を超える河川流量は発電に利用できず、取水ダムである神二ダムから放流していました。

昨年度、技術検討及び現地試験を行い、発電所の最大取水量を毎秒172立方メートルに増加させることが可能であり、水路、水車、発電機等の設備の安全性にも問題がないことを確認したことから、取水量変更の申請を行っていたものです。

最大取水量の増加に伴い、発電所出力を3,000キロワット増加し、現行の41,000キロワットから44,000キロワットに変更しました。

これにより、発電電力量は年間約600万キロワットアワー(一般家庭約1,670世帯の年間使用電力量に相当)増加し、年間約3,100トンのCO<sub>2</sub>排出量削減効果<sup>3</sup>が期待できます。

当社は、今後とも再生可能エネルギーの導入拡大など、低炭素社会の実現に積極的に取り組んでまいります。

以上

別紙：「神通川第二発電所の概要」

1 河川法第23条の規定

河川の流水を占有する場合及びその内容を変更する場合、河川管理者(1級河川は国土交通省)の許可を受けなければならない。

2 電気事業法第9条第2項の規定

発電所出力を変更する場合、出力変更後(事後)に経済産業省へ届出なければならない。

3 当社2011年度調整後CO<sub>2</sub>排出原単位を使用して試算

## 神通川第二発電所の概要

神通川第二発電所



神二ダムおよび神通川第二発電所



神通川第二発電所 水車



神通川第二発電所 発電機

	発電所諸元
運転開始年月	昭和29年2月
水車型式	立軸単輪単流渦巻カプラン水車
発電機型式	立軸三相交流同期発電機
主機台数	2台
発電所出力	44,000kW(41,000kW)
増分発電電力量	約600万kWh/年

( )内は変更前